

平成25年4月15日

秋田県特別職報酬等審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



知事等の給料の減額措置について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

諮問事項 知事及び副知事の給料の減額措置について

(1) 減額措置の理由

現下の厳しい経済状況に鑑み、知事及び副知事の給料について一定の割合に相当する額を減じる措置を講じる必要がある。

(2) 減額措置の内容

知事の任期に係る給料の減額措置について、その減額割合及び適用期間を次のとおりとする。

① 平成25年5月1日から平成26年10月31日まで

	条例本則による 給料月額	減額後の 給料月額	減少額	減額割合
知事	1,210,000円	907,500円	302,500円	25%
副知事	930,000円	744,000円	186,000円	20%

② 平成26年11月1日から平成29年4月30日まで

	条例本則による 給料月額	減額後の 給料月額	減少額	減額割合
知事	1,210,000円	968,000円	242,000円	20%
副知事	930,000円	790,500円	139,500円	15%